

令和 7 年度 安全装置等導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人青森県トラック協会

1. 事業の趣旨

事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全に資する装置等である後方視野確認を支援するバックアイカメラ、左折巻き込み事故防止対策に有効な側方衝突監視警報装置、飲酒運転を防止するアル装置、I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器およびトルク・レンチの普及促進を図る。

2. 予算額

3,500,000円

3. 助成対象安全装置

助成対象とする安全装置等は、交付要綱第 3 条に掲げる次の安全装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方衝突監視警報装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (5) 「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）

※（2）については、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5t 以上のものを助成対象とする。

※（4）については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

※（5）については、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

4. 助成額・助成台数

(1) 助成額

①後方視野確認支援装置

車両 1 台につき 一律 2 万円

②側方衝突監視警報装置

車両 1 台につき機器の取得価格の 1 / 2 （上限 1 0 万円）

③呼気吹込み式アルコールインターロック装置

I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

車両 1 台につき 一律 2 万円

④大型車用トルク・レンチ

取得価格の1/2（上限3万円）

※取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

※ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、青ト協の助成金を交付しない。

（2）助成台数

①後方視野確認支援装置

車両台数の1/2 最大10台

②側方衝突監視警報装置

1事業者につき上限2台

③大型車用トルク・レンチ

事業者につき上限3台

※車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に限る

④IT対応携帯型アルコール検知器 / アルコールインターロック装置

車両台数の1/2 最大10台

5. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

6. 留意事項

（1）助成対象装置について

別紙「安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧」に記載のある装置を助成対象とする。
なお、大型車用トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成事業対象とし、型式等の特定は行わない。

（2）後方視野確認支援装置の取り扱いについて

①後方視野確認支援装置は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1/2（上限2万円）を助成する。

②側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。この場合、後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の1/2（上限2万円）を助成する。

③既に導入されていた後方視野確認支援装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置の取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。

④当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた『後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システムまたはミラー）』【新型車：令和4年5月から適用、継続生産車：令和6年5月適用】について、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象基準をクリアし当該助成の対象装置となっている場合には、令和8年2月末までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的

に助成対象とする。ただし、実績報告は2月末青ト協必着とする。

(3) 助成額について（交付要綱第4条関係）

取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

なお、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者から当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第4条関係）

国から補助金が交付されている場合は、青ト協から助成金は交付しない。

(5) Gマーク認定事業所の確認について（本要領3. 関係）

Gマーク認定事業所が「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の導入助成申請をする場合は、Gマーク認定証のコピーの提出をすることとする。

(6) 導入方法について（交付要綱第4条関係）

買取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和7年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した装置等（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、申請事業者へ交付する。

(7) 安全装置等装着・導入の確認について（交付要綱第4条関係）

申請事業者においては、

①安全装置等を装着・導入したことが確認できる書面（装置を新たに装着・導入したことの事実が証明できる装着証明書若しくは当該支援装置の設置状況が分かる写真等）とし、大型車両トルク・レンチに関しては、以下による。

ア. 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認はカタログ等とする。

イ. 車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所かどうかの確認は自動車検査証の写し（1台分で可）とする。

ウ. 導入したことの確認は、当該大型車用トルク・レンチの領収書又は請求書とする。

エ. なお、ア. のカタログ等により「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができない場合には、当該大型車用トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨、次項②の領収書に付記することとする。

②当該装置のみの領収証

③側方衝突監視警報装置の場合、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックに装着していることとする。トラクタ・トレーラに装着された事業用トラックの場合は、第5輪荷重が8.5t 以上であることとする。

(8) 実績報告及び助成金の請求について

実績報告書は、様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。なお、別途、必要な添付書類は下記のとおりとする。

- ①「安全装置等導入内訳書」（様式1別紙）
- ②装着証明書（大型車用トルク・レンチは不要）
- ③自動車検査証（写）
- ④請求書（写）※対象機器の型式及び単価が明記されているもの
- ⑤支払いを証する書類（写）

※領収証、リース契約書、割賦販売契約書など導入したことが確認できる書類

また、側方衝突監視警報装置、I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、大型車用トルク・レンチを導入した場合は、以下の書類等を別途添付すること

【側方衝突監視警報装置、大型車用トルク・レンチ】

- ・自動車検査証（写）

【I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器】

- ・Gマーク認定証（写）
- ・申請台数分の車検証（写）

(9) その他

本要領に記されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証（令和5年1月4日以降交付）にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。